



ほけんだより

平成 23 年 10 月 第 131 号



子育て施設課

0823-25-3144



10月10日は「目の愛護デー」です

10月10日を横にしてみると、目と眉の形に良く似ているところから、この日を目の愛護デーに決めたとされています。

1

子どもの視力

生まれたての赤ちゃんは 0.01 くらいしか見えない

生後3か月になると 0.1

6か月では 0.2

3歳で 0.6~0.9

5歳になって 1.0以上

(大人と同じくらい見えるようになる)

発達



★ 視力の発達のための必要条件

「くっきりと見る」

(ピントが合う) こと

眼の病気・異常・けがなどのために「くっきりと見る」ことが妨げられると、視力の発達が遅れてしまいます。これを〈弱視〉と言います。

2

弱視は発見が難しい

子どもたちは、自分の視力が悪いことを自覚できません。

視力の発達できる時期、小学校2年生までに弱視を見つけて原因を治療しないと、その子の視力は、一生良くないままで固定してしまいます。

早期発見のためには、保護者が気づくことが大切です。

- ・ テレビや絵本をととても近づいて見たり、目を細めたりする
- ・ 片方の目を隠すととても嫌がる
- ・ まぶしがかる
- ・ 首を曲げる、頭を傾けて見る
- ・ 目がよっている。目つきがおかしい
- ・ 瞳（黒目の中央）が白っぽく見える

心当たりがある場合は、早く眼科を受診しましょう。



三歳児健診の目の検査はとても大切です。

3

弱視の原因



- ①斜視弱視 片方の目の視線がずれている状態（斜視）のため、ずれている目は物を見ていない状態となり、視力が発達しません。
- ②不同視弱視 片方の目に強い遠視や近視・乱視があると、その目はピントが合わない状態でしか見ることはできません（不同視）。その目はくっきりと物を見る機会がないので、視力の発達は途中で止まってしまいます。
- ③屈折異常弱視 両方の目に強い遠視や乱視があると、両眼ともにいつもぼんやりとした状態で物を見ていますので、視力という力がつかず、発達が止まってしまいます。
- ④形態覚遮断弱視 まぶたがいつも下がっていて、黒目の中央（瞳孔）をおおっている眼瞼下垂や、長期間にわたり眼帯で目をおおっていた場合、また生まれた時から水晶体が濁っている先天白内障では、目の中に十分な光が入らず、視力が発達しません。早く発見、処置をしないと取り返しのつかないことになります。

視力の発達期間を過ぎてから治療を始めても、弱視は治すことができません。

弱視の治療で最も重要なことは、**早期発見・早期治療**です。



4

弱視の治療

原因になっている病気・異常によって異なりますので、メガネ・アイパッチ・手術等をうまく組み合わせて行います。

- ①メガネ くっきりとピントを合わせるため、メガネをかけます。このメガネは大切に、寝ている時とお風呂の時以外は、常につけている必要があります。
- ②アイパッチ 良い方の目をわざと遮蔽して（アイパッチ）、悪い方の目だけを使う時間を作ります。視力という力をつけるために、筋力をつけるのと同じで、悪い方の目を無理矢理にでも使わせて発達を促します。
- ③手術 斜視が原因であれば、悪い方の目の視力が発達してから手術を行うことが多いですが、眼瞼下垂・先天白内障が原因の場合は、まず始めにその手術を行います。



5

眼科救急医療体制

呉市では、日曜祝祭日に眼科初期救急を行っている日があります。

年末年始（12/31～1/3）には、病院眼科が初期救急を行っています。

新聞や呉市医師会ホームページでご確認ください。

広島市医師会千田町夜間急病センター（眼科）では、年末年始（12/31～1/3）以外の毎日、準夜間（19:30～22:30）の初期救急を行っています。

ほけんだよりは、呉市のホームページでもご覧になることができます。

URL <http://www.city.kure.lg.jp/~kodosise/hoken.html>